

(3) 障害者差別解消法

障害者差別解消法とは

平成28年4月1日からスタートしたこの法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的としています。

※正式な法律名は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは

障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」として、次の2つを定めています。

1. 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

【例】

- 店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で断られた。
- スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。

※誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別にはなりません。

2. 合理的配慮の不提供

障がいのある人から、何らかの配慮を求められた（※意思が伝えられたとき）場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

※言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることもあります。

【例】

- 災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

○ 役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝え
ていたが、用意してもらえたなかった。

「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

対象機関	不适当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国・行政機関・地方公共団体		法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者	きんし 禁止 不适当な差別的取扱いが禁止されています	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません

この法律の対象者は

1. 対象となる障がい者は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人も含む。）、その他の心や体の働きに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

2. 対象となる事業者は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

相談窓口

平成29年9月1日から施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）の規定に基づき、障がいを理由とする差別について、相談員が相談に応じるとともに、相談者への支援を行うため、県内3カ所に「障がい者差別解消相談支援センター」を設置し、障がいを理由とする差別についてのご相談を受ける体制を整えています。

「障がい者差別解消相談支援センター」

東部 鳥取県人権局（鳥取県庁本庁舎5階） ☎ (0857) 26-7677

中部 鳥取県中部総合事務所地域振興局 ☎ (0858) 23-3270

西部 鳥取県西部総合事務所地域振興局 ☎ (0859) 31-9649

メールアドレス（共通）：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

ファクシミリ：(0857) 26-8138

※ファクシミリは個人情報取扱の観点から、ご相談の申込のみの受付と
します。

